



島根県報

平成18年 3 月10日 (金)
号外 第 7 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成16年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事等から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成18年 3 月10日

島根県監査委員	藤 山 勉
同	絲 原 徳 康
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

平成16年度行政監査の結果に関する報告書に対する措置状況等

普通財産等

監 査 意 見	措 置 の 内 容
<p>1 組織及び運営の合理化に資する意見</p> <p>(1) 活用方針等の策定について</p> <p>現在、県では、中期財政改革基本方針に基づき、未利用地の売却や貸付を推進することとされているが、財産部局の中には、単に財産の維持管理のみを行っているところもあり、財産の売却や貸付など有効活用を図ることについては、買い手や借り手からの申し込みを待つなど、積極的な取り組みがなされていないところが見受けられた。</p> <p>貸付財産の中には、積極的な見直しがされないまま貸付期間が長期に及んでいるものがあつた。</p> <p>また、庁内に設置された県有財産有効活用検討委員会は、県有財産の有効活用と未利用財産の処分方針等について検討することとされているが、十分に機能していない。</p> <p>このため、これまでの取り組みを全面的に見直し、普通財産等の有効活用に向けて一層効果的な対策を講ずる必要がある。</p> <p>ア 全ての普通財産等について、有効活用を図ることとし、民間の知恵も活用しながら、県として、各口座ごとの活用方針（分類替、貸付、交換、譲与、売却）を早急に策定されたい。</p> <p>イ 活用方針に基づく取組は、集中的かつ計画的に行い、向こう5年間で完了されたい。</p> <p>このため、毎年度の数値目標を定めたアクションプログラムを作成し、進行管理を行われたい。</p> <p>ウ 管財課内に新たに専門組織を設置するなど体制を強化し、アクションプログラムに基づく取組みを一元的に行われたい。</p> <p>なお、不動産の活用に精通した民間の専門的有識者をアドバイザーとして登用することを検討されたい。</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>(管財課)</p> <p>これらの取り組みについては体制の整備が必要であるため、管財課内への専門組織設置について検討し、5年間で取り組みを完了するよう努める。</p> <p>なお、民間の専門的有識者をアドバイザーに登用することについては、県有財産有効活用検討委員会への民間委員登用などを検討していきたい。</p>
<p>(2) 財産の管理事務について</p> <p>ア 県有財産は、県の貴重な行政資源であり、常に良好な状態で維持管理するとともに有効に活用されなければならないが、規則等で定められた財産管理事務に対する認識が不十分であるため、必要な手続きがなされていない機関が多く見られた。</p> <p>については、適切な財産管理が行われるよう財産管</p>	<p>(2)</p> <p>ア</p> <p>(管財課)</p> <p>各財産部局を指導するため、公有財産関係例規集を整備し、各財産部局の財産管理事務担当者への講習会を実施する。（本年度2月開催予定）</p>

理事務担当者に対する研修を充実されたい。

イ 普通財産については、規則に基づき 5 年ごとに評価額の見直しを行い台帳価格を改定することとされているが、評価事務の複雑さなどのために実施されていなかった。

については、台帳価格の改定について、評価額算定方法を例えば固定資産税評価相当額に時価倍率を乗ずる方式とするなど、実効性のあるものとなるよう検討されたい。

イ

(管財課)

台帳価格の改定は、行政財産も含めた全ての公有財産が対象となることから、例えば電算処理等による一括改定方法、外部作業委託等の導入について、また真に必要な改定のあり方も含め検討する。

ウ 普通財産等の有効活用を図るため、所属指定分も含め、普通財産等に関する情報を管財課において一元的に集中管理し、提供されたい。

ウ

(管財課)

情報の一元管理等については、体制及び諸規定の整備が必要であるため、管財課内への専門組織設置と併せて検討する。

エ 普通財産の中には、県の施設の来庁者駐車場や進入路等で使用しているものがあった。

これらの財産については、行政財産として管理することが適当であると考えられるので、速やかに分類替を検討されたい。

エ

(管財課)

現に行政財産として使用しているものについては、速やかに分類替を行う。

(松江健康福祉センター)

対象普通財産(大輪町420 - 1の一部、宅地235.31㎡)については、平成13年12月15日に敷地内にプレハブ事務所(131.84㎡)を増築したため駐車場不足が生じ、そのスペース確保のため平成14年2月27日に管財課から所管換を受けたものである。

現在、主管課経由で行政財産への分類替の方向で手続き中である。

(教育施設課)

当課で所管する普通財産のうち、「二子塚古墳敷地」及び「元出雲養護学校」については行政財産として管理することが適当であると考えられるので、関係各課と協議のうえ、速やかに分類替を検討したい。

(福利課)

当項目は「三刀屋高校」の土地(2,134㎡)を指しているが、平成9年3月に住宅解体後、現在まで実質、学校の来校者用駐車場として利用されている。

本来用途は終了しているもので、教育財産としての必要性について検討の上、教育財産とするよう、必要な手続きを進める考えである。

(出雲警察署)

「元農業大学校」については、歩道敷部分を出雲市へ譲与、駐車場部分は行政財産に分類替を行う方向で調整中である。

(3) 貸付財産について

ア 市町村道として市町村へ無償で貸付けされているものについては他の利用は困難であり、同一目的で市町村が使用する場合は、事務処理軽減のうえからも速やかに「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 3 条第 4 号の規定に基づき譲与を検討されたい。

(3)

ア

(管財課)

現に市町村道として使用され、無償貸付けしているものについては、譲与を検討する。

(観光振興課)

大田市及び飯南町に取得の意向確認を行うこととする。

(河川課)

該当する財産(元八戸ダム入原警報局施設用地)については、平成17年 4 月 1 日付けで江津市へ譲与する方向で準備を進めていたが、この財産の取得時に設定されていた根抵当権 2 件の残余が判明したため、譲与に関する協議を一時中断。

平成17年 6 月に、根抵当権抹消登記が確認できたため、今年度中に譲与する見込みである。

(港湾空港課)

譲与するために測量及び分筆登記に係る経費を平成18年度当初予算で措置し、譲与手続きを行うこととしている。

(建築住宅課)

今後貸付先市町村への意向確認を含め、譲与に向けた具体的な検討を行うこととしている。

(教育施設課)

現在松江市道として松江市へ無償で貸付している「元古墳の丘古曾志公園」について、面積の確定等問題点を整理のうえ譲与を検討する。

(福利課)

当項目は「元益田工業高等学校校長住宅」の土地(18.18㎡)に関して、益田市に無償貸与(用途は市道)しているものであるが、平成13年度以降、無償貸与の手続きを行っていない。

今後も市道としての使用が見込まれることから、無償譲渡が適当であり、手続きを進めていきたい。

イ 市町村道以外の用途として貸付けを行っている普通財産で、県において利用することが見込まれないものは、原則として売却を検討されたい。

イ

(管財課)

現に貸付けている市町村道以外の普通財産については、売却を検討する。

(健康福祉総務課)

相手先と売却に向けて協議を行っている。

(医療対策課)

出雲市今市町字漆垣72番地 4 の土地は、出雲休日診療所用地として貸付を行っていたが、平成17年 3 月に出雲

市が休日診療所を JR 出雲市駅西に移転し、平成17年度中には旧出雲休日診療所建物を解体し、土地の貸付契約を解除することになっている。

したがって、今後休日診療所用地としての利用はなくなるので、隣接する旧総合看護学院跡地と合わせ売却を検討したい。

(障害者福祉課)

平成17年 1 月12日付け管財第480号「普通財産の譲与又は減額譲渡に関する事務取扱基準」に基づき、以下のとおり処分した。

元清風園進入路は大田市道として認定され、譲与契約締結済(平成17年 3 月31日)

元松江整肢学園敷地は、社会福祉法人島根整肢学園に譲渡契約締結済(平成17年 3 月31日)

(水産課)

貸付相手方である宍道湖漁協へ売却に係る県の方針について説明を行った。(平成17年 7 月14日)

なお、現在、財政課及び管財課で「県有財産の有効活用等の推進について」により不動産鑑定等の予算措置も含め検討されているため、その結果を踏まえ対応することとしている。

(漁港漁場整備課)

元唐鐘漁港については、売却の方向で関係者に働きかけたい。

(観光振興課)

元島根半島スカイライン(土地)については現行の第8管区海上保安本部との貸付契約が終了する平成19年 3 月に売却を前提に海上保安部と協議したい。

鳥ヶ崎園地(土地・建物)の土地及び建物については、島根県観光開発公社に国民宿舎の用に供するため貸し付けてきたが、平成17年 3 月31日をもって国民宿舎の営業を終了したことから、現在は貸付は行っていない。

今後、建物については、老朽化が激しく再度の使用には多額な修繕費用を要する見込みであることから、平成18年度中に解体撤去を予定している。

また、土地については、本土地在県立自然公園に指定されていることから、容易に売却することは困難であり、引き続き県が行政財産(自然公園敷地)として管理することなども含め検討していきたい。

(河川課)

該当する財産(元三瓶ダム周辺施設、元持石海岸公園)

については、貸付先の大田市及び益田市が完成後は維持管理を行うことを前提として補助事業等により整備したものである。

現在は当初の事業目的での貸付であるため適化法上の問題はないが、処分（大田市及び益田市へ譲渡する等）する場合は国の了解を得た後に適化法に係る対応が必要となる。

また、大田市分については、貸付中の工作物の中には、河川区域内にあるものもあり、譲渡した場合、その施設がある限り、河川占用許可が必要となるため、売却することは難しい。

(建築住宅課)

今後、貸付先への有償譲渡の意向確認を含め、売却に向けた具体的な検討を行う。

(文化財課)

将来的に、益田市が隣接する史跡スクモ塚古墳の整備活用に供するために当該地を取得することを前提として、益田市教育委員会に管理を委託している。

(4) 未利用財産について

ア 未利用財産は、県において利用が見込まれないものは、原則として売却されたい。

なお、これまでの財産の有効利用を妨げてきた要因を究明し、それぞれの要因に即した売却のための効果的な対策を講じられたい。

イ 不用となった建物が存するため土地の売却に支障となっている場合には、建物解体撤去を条件とする売買契約も検討されたい。

(4)

(管財課)

県において利用見込みがない土地等については、原則として売却を検討する。

なお、財産の有効利用を妨げている要因を究明し、売却のための効果的な対策を検討する。

建物が存する土地の売却に当たっては、これまで既に、買主側が建物を解体撤去することを条件に売却しているが、有効な処分方法であることから、今後も行っていく。

(消防防災課)

未利用財産については売却を行いたい。

(隠岐支庁)

組織再編や職員減に伴い不用となった知事部局の戸建宿舍については、教育委員会、警察等の県の関係機関に所管換の意向を打診する。

その結果、所管換の意向がなければ、地元自治体の取得希望を打診する。

地元自治体に取得の意向がなければ、売却処分をすることとする。

集合宿舎に空き室がある場合は、以前から教育委員会職員等を入居させている。

(木次総務事務所)

売却に向けて、管財課と協議をしている。

(中央病院)

・街北宿舍 1・2 号跡地

今年度、売却予定である。

・街北宿舍 7・8 号跡地

間口が非常に狭いため売却困難である。

ただし、隣接の街北宿舍 6 号を解体撤去すれば間口が広がるため、入居者が退去次第、6・7・8 号跡地を一括で売却する予定である。

・三京宿舍跡地

売却した場合、西側に隣接する土地開発基金所有の土地の間口が非常に狭くなり売却が困難になる。

よって、基金財産と併せて売却する予定である。

(林業課)

未利用となっている元浜田木工団地、元来島県有林事務所の有効利用を妨げていた要因については整理を行ったところであり、今後、処分の方法を検討していく。

吉田県職員宿舍については借地に建っており、今後の利用見込みもないことから建物解体について現在検討中である。

(漁港漁場整備課)

隠岐の島町の元西郷漁港については、平成17年10月31日に入札を行い売却した。

西ノ島町浦郷の元浦郷漁港は、町へ譲渡する方向で作業中。

浜田市唐鐘の元唐鐘漁港は、売却の方向で話し合いを進めている。

(農業試験場)

未利用財産については売却に努めているが農地法等の規制や立地条件等から市場流通性が悪い土地であり、早急には売却先が見つからない状況にある。

県道多伎江南出雲線の道路改良工事が進んでおり、当該事業の代替地として広く情報提供を行っているところである。

(産業振興課)

元産業技術センターについては、平成17年 9 月30日付けで建物解体撤去を条件に「土地売却公示」。

平成17年10月 7 日の「現地説明会」に 4 社が参加。

平成17年10月28日に「入札申込締切」したが入札参加申込が 1 件もなく、入札の実施を取り消す。

平成17年12月28日に方針変更を行い、土地・建物付き条件に要件緩和して平成18年 1 月26日付けで公示し、「概要説明会」に 2 社が参加。

平成18年 3 月14日に入札を予定。

(河川課)

該当する財産(元八戸ダム)については、今後利用計画もなく、かつ購入希望者がいるため、条件が整えば売却が可能であると思われるが測量及び不動産鑑定のための予算がないため実施できていない状況である。

現在、財政課で予算措置について検討しているところであり、その結果を待って対応する予定である。

(港湾空港課)

売却するためには分筆登記が必要なため、用地測量並びに不動産鑑定料を平成18年度当初予算で措置し、関係者との調整を図りながら売却手続きを進める。

(建築住宅課)

今後、市町村への有償譲渡の意向確認を含め、売却に向けた具体的な検討を行う。

また、解体撤去を条件とする売買契約の採用を検討する。

(松江土木建築事務所)

現在、未利用財産として元松江整肢学園(園長公舎土地)があるが、これについては今後公共事業の代替地としての利用を予定している。

(浜田土木建築事務所)

売却可能なものについては積極的に売却を検討する。

(益田土木建築事務所)

これまで当所が管理してきた未利用財産は津和野町市街地に位置し良好な立地条件にあるが、隣接者等からの払い下げや貸付の申し出がなく、また県・町の公共事業においても当面利用する計画がないとのことであり、当該財産の処理に苦慮している。

したがって当該財産については、当面有効活用機会がないため所属指定財産として成り得ないため、管財課へ所管換し、売却等への具体的な方針を立てられるよう協議している。

(教育施設課)

当課で所管する主な未利用財産としては「出雲農林高校高松農場」及び「旧県立プール」がある。

いずれも県において利用が見込まれないことから、売却等の処分に向けた検討を行っている。

ア

(福利課)

現在、未利用財産として把握しているものは「元大田高等学校(吉永住宅)」「(大田市大田)」、「元川本高等学校(因原住宅)」「(川本町因原)」、「元江津高等学校

校長住宅（校長住宅）」（江津市都野津）、「元浜田ろう学校（校長住宅）」（浜田市国分）、「津和野教職員住宅建設予定地」（津和野町中座）、「元三刀屋高等学校」（三刀屋町三刀屋）、「元川本高等学校（谷住宅）」（川本町川本）、「元三瓶分館隣接地」（三瓶町志学）である。

これらの物件は、その立地場所が必ずしも市街地ではなく、他用途の利用が困難な場所に位置するものが多いことから、これまで転用や具体的な処分にまで至っていない。

しかし、昨年度来、老朽化し使用できない住宅については解体処分や売却処分の準備を進めており、今後、上記の物件についても再度、現地状況を調査し、個別に当面の方針（用途利用や売却処分等）を決めていきたい。

（警察本部）

「元島根県警察本部警察学校長・教頭宿舍」は土木部河川課へ所管換、「元安来警察署庁舎」については売却済みである。

また、「元松江警察署比津交番別館」、「元松江警察署宍道駐在所」、「元出雲警察署大津東職員宿舍」及び「元出雲警察署枝大津職員宿舍」については、取得希望の情報収集などにより、可能な限り早期に売却することとしている。

イ

（出雲警察署）

「元出雲警察署東交番」については、建物は解体処分済みで、土地の境界確認及び地積測量も終了したことから売却処分をすることとしている。

（川本警察署）

「元川本警察署矢上駐在所」については、境界確認協議が終了し、今後、地積更正が整いしだい土地、建物を併せて売却処分することとしている。

（福利課）

この項目については、「職員宿舍」の「今後の職員宿舍の整備」の中の「ウ 不用となる職員宿舍の有効活用」において、記載している。

ウ 広く県民等の入札参加を促し売却が促進されるよう、予定価格の事前公表、郵便入札の導入を検討されたい。

ウ

（管財課）

平成17年 8 月30日付けで会計規則を改正し全ての不動産の売却について、予定価格の事前公表制度を創設した。

また、郵便入札の導入についても、検討していく。

<p>工 庁舎等の移転・廃止後、その跡地が未利用のまま放置されていたものがあった。</p> <p>今後、庁舎等の建設に当たっては、まず未利用地の活用を最優先に検討されたい。</p> <p>また、庁舎等の移転・廃止をする場合には、併せて、その跡地の有効活用について、管財課を中心として全庁的に検討されたい。</p>	<p>工 (管財課)</p> <p>建物建設計画時に跡地等の有効活用の検討を行うためには、制度、体制の整備が必要であるため、管財課内への専門組織設置と併せて検討する。</p>
<p>(5) 基金財産について</p> <p>土地開発基金で先行取得したにもかかわらず、県の施策の変化により、長年未利用のまま基金で保有されているものがあった。</p> <p>については、県において利用が見込まれないものは、早急に処分されたい。</p>	<p>(5) (管財課)</p> <p>土地開発基金財産で、県において今後も利用見込みがないものは、早急に売却処分を行う。</p> <p>(医療対策課)</p> <p>この土地（出雲市今市町字漆垣42番地13（口座名：中央病院医師宿舎））は、昭和60年度に中央病院の救命救急センターの機能強化のため病院に近接する医師宿舎を建設するための用地（主に駐車場）として取得した。</p> <p>平成元年度には病院事業会計で取得予定だったが、経営状況が好転せず取得できなかった。</p> <p>また、平成11年度には市内姫原に病院を移転新築したため、隣接の病院会計所有の医師宿舎の必要性も薄れ、医師宿舎については平成14年度に出雲市の街路事業用地として一部を売却するため、廃止解体した。</p> <p>したがって、基金財産の土地については今後病院事業での利用見込みはない状況である。</p> <p>もともと隣接する病院事業の土地と一体運用されていたため、売却にあっても、病院事業の土地と一括しての売却を検討したい。</p>
<p>2 改善を要する事項</p> <p>(1) 公有財産台帳には、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（以下「規則」という。）により当該台帳に登載された財産に係る登記簿、境界確認協議書、確定丈量図等を付属させておかなければならないにもかかわらず、整備されていないものが多数あった。</p>	<p>(1) (管財課、健康福祉総務課、医療対策課、障害者福祉課、松江健康福祉センター、林業課、農業試験場、産業振興課、河川課、港湾空港課、建築住宅課)</p> <p>公有財産台帳の附属図書と土地の境界については、処分可能な財産から整備又は明確化していく。</p> <p>(湖陵病院)</p> <p>指摘を受け、関係附属図書の整備に努めている。</p> <p>(教育施設課)</p> <p>登記簿等が公有財産台帳に備えられていないものについて調査した上で、逐次整備を進める。</p> <p>(福利課)</p> <p>公有財産台帳に添付すべき位置図、公図写し、実測図に関しては、教職員住宅が公立学校共済組合の不動産投</p>

	<p>融資を利用して整備してきた中で、同融資の償還終了（20年が基本）までは所有権が公立学校共済組合にあり、長年経過し、共済組合から県へ所有権が移転される過程で、関係書類が紛失しているものがある。</p> <p>こうした物件については、引き続き過去の財産関係書類等の整理を行う考えである。</p>
<p>(2) 土地の境界が不明確なものがあつた。</p>	<p>(2)</p> <p>(管財課、消防防災課、林業課、産業振興課、港湾空港課、建築住宅課)</p> <p>公有財産台帳の附属図書と土地の境界については処分可能な財産から整備又は明確化していく。</p> <p>(福利課)</p> <p>土地の境界が不明確なものについては、今後処分等の見込みを勘案しながら、適期に境界確認を実施していく考えである。</p>
<p>(3) 普通財産の処分等の異動があつたときには、規則により財産部局長から総務部長に報告が義務付けられているにもかかわらず報告されていないものが多数あつた。</p>	<p>(3)</p> <p>(管財課、畜産振興課、農村整備課、港湾空港課、建築住宅課、松江土木建築事務所)</p> <p>指摘のあつた案件については、速やかに報告を行う。</p> <p>今後も規則を厳守し、報告漏れがないように努める。</p> <p>(福利課)</p> <p>普通財産の処分等の異動報告の過去の未報告については、今年度中に処理を行う考えである。</p>
<p>(4) 台帳価格については、規則により 5 年ごとに評価を行い台帳価格を改定することとされているが、全く行われていなかった。</p>	<p>(4)</p> <p>(全知事部局)</p> <p>台帳価格の改定は、行政財産を含めた全ての公有財産が対象となることから、例えば電算処理等による一括改定方法、外部作業委託等の導入について、また真に必要な改定のあり方も含め検討する。</p> <p>(中央病院、湖陵病院)</p> <p>病院事業は地方公営企業法財務適用であり地方公営企業法に基づき算定している。</p> <p>(教育施設課)</p> <p>台帳価格について適正かつ効率的に整備できるよう、その方法等検討する。</p> <p>(福利課)</p> <p>台帳価格の改定については、これまで具体的な作業手順が示されていないために取り組んでこなかったが、今後、管財課の指導を得ながら取り組んでいきたい。</p> <p>(文化財課)</p> <p>管財課と協議し、対応を検討中。</p>

平成16年度行政監査の結果に関する報告書に対する措置状況等

職員宿舎

監 査 意 見	措 置 の 内 容
<p>1 組織及び運営の合理化に資する意見</p> <p>(1) 今後の職員宿舎の整備について</p> <p>近年、道路交通網の整備に伴う職員の通勤形態の変化、ライフスタイルの変化、民間賃貸住宅の充実等、職員宿舎を取巻く社会情勢は変化してきている。</p> <p>こうした中において、平成16年 5 月現在、県全体の職員宿舎の入居率は86.4%となっており、500戸の空家（空室）が存在していた。</p> <p>また、今後、地方機関の組織再編や人員の削減等が進めば職員宿舎が余剰化すると考えられる。</p> <p>現下の厳しい県の財政状況を踏まえれば、従前にも増して効率的な職員宿舎の管理運営が求められている。</p> <p>このため、今後の職員宿舎の整備に当たっては、公有財産の総合調整を担う管財課がリーダーシップを発揮し、各部局と連携の上、次の諸点を踏まえ、全県の立場から十分に検討されたい。</p> <p>ア 宿舎需要予測に基づく職員宿舎の配置計画について</p> <p>各部局は、各々の職員宿舎の老朽化状況、入居状況、応募状況、職員の住宅及び通勤状況等を十分把握した上で、中・長期的な宿舎需要予測を的確にたて、これに基づく各地区ごとの職員宿舎の配置計画を策定されたい。</p> <p>なお、職員宿舎の配置計画の策定に当たっては、職員宿舎を新設するのではなく、既存の職員宿舎を活用することとされたい。</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>ア</p> <p>(管財課)</p> <p>宿舎の需要予測を行うためには、各地区における入居・応募状況、組織人員の動向、職員の通勤の状況、宿舎に係る職員の意識変化、宿舎の老朽化の状況等多くの要素を総合的に判断する必要があるが、平成18年 4 月には地方組織の再編があり、各地区の組織人員にかなりの変動があると見込まれる。</p> <p>そのため本年度及び来年度に宿舎需要予測の要素となる事項について調査し、イの相互利用の進捗状況や宿舎の整理統廃合の状況を踏まえて、来年度以降に地方組織再編後の中期的な職員宿舎配置計画の策定を検討したい。</p> <p>(中央病院)</p> <p>諸条件を考慮し適正な配置計画を策定する。</p> <p>また、地方機関の再編による一般会計宿舎の余剰分の活用を検討していく。</p> <p>(湖陵病院)</p> <p>医師確保の面から医師宿舎は必要であり、天神宿舎を充てている。</p> <p>第 2、第 3 職員宿舎については、新病院移転後も存続管理することとしていたが、大規模修繕に加えて、浄化槽給排水管工事が必要なことから、その取扱について病院内部で検討しているところであり、平成17年度末を目途に方針決定する予定である。</p> <p>(企業局)</p> <p>今後の企業局職員宿舎の需要については、現在策定中の企業局中長期経営計画や企業局人事異動ルール状況等を踏まえ検討する。</p> <p>(福利課)</p> <p>今後の教職員住宅の需要については、平成20年度までの県立学校後期再編成計画の動向やへき地・地域交流等を推進する教育職員人事異動ルールの状況等を踏まえる必要があり、現時点、中長期的な需要予測を立てるのは困難であるが、住宅の新築が凍結されている状況下、既存住宅の維持修繕やリフォームにより利用可能住宅を確保する一方、使用できない住宅については解体処分等を行うなどにより適切な管理を行う考えである。</p>

(警察本部)

警察職員は、業務の特殊性から一部を除き管内居住制限の必要があるため、職員宿舎の確保は必要不可欠である。

このため、今後における職員宿舎の整備に当たっては、各地区ごとの需要予測を見極めた整備計画を策定する。

なお、使用可能な既存職員宿舎に対しては、大規模改修の方法により、施設の有効活用を図っている。

イ 各部局職員宿舎の相互利用について

各部局とも空家(空室)があった場合に、他部局職員の入居を認めている事例は、ごく少数に留まっていた。

入居率が低下している職員宿舎の有効活用を図るため、各部局が十分連携し宿舎需要に対する情報の一元化を行うとともに、入居資格の弾力的運用等による相互利用を促進されたい。

イ

(管財課)

本年度、職員宿舎の約 9 割を所管する知事部局・教育委員会・警察で宿舎需要についての情報の共有を図ったうえで、相互利用について協議した。

知事部局については職員宿舎管理規則の施行通知の改正を行い、県立高校の教員・警察官等の入居を可能とするよう、入居資格の弾力化を図った。

今後は、三部局で相互利用に係る手続き等に関するルールを作成し、各部局から宿舎需要の報告をさせることにより、情報の一元化を図り、来年度以降も相互利用が円滑に実施できるようにする。

また、県立病院等、所管する宿舎の立地が一定地区に限られ、宿舎数も少ない部局とは今後個別に相互利用の調整を行うこととしたい。

(中央病院)

看護師宿舎(寮)は 3 交代の看護師専用の第 2 種有料宿舎であり、他部局職員の入居は適当でない。

また、医師は異動が不定期であり、随時入居ができるようにしておく必要があるため、他部局の入居は適当でない。

(湖陵病院)

従来から、空室の場合には、社会福祉法人島根県社会福祉事業団(光風園)職員等の入居を認めている。

希望があれば他部局の受入は可能である。

(企業局)

現在、警察職員及び教育職員に企業局職員宿舎の貸与を行っている。今後とも部局間相互の有効利用を進めたい。

(福利課)

学校現場の特殊性として、教育職員の産休・私傷病等の際には、教育活動を引き続き行っていくために講師を配置しており、年度中途での住宅需要が生ずるため、地区別に、予備を含めた一定数の住宅を確保しておく必要

があるが、部局間相互の有効利用は必要と考えている。
 このため、現在、管財課及び県警本部厚生課と、地区別の住宅の具体的な相互利用について協議を行っており、当面、今年度末の異動時期を目途に、相互調整等を進める予定としている。

(警察本部)

職員宿舍の有効活用を図るため、本年度、知事部局、教育委員会及び警察本部で協議を重ね、相互利用が実施できる制度に改めた。

ウ 不用となる職員宿舍の有効活用について

今後とも入居が見込まれない職員宿舍や保有の必要がない職員宿舍については、速やかに他の用途への活用や売却、貸付を検討されたい。

建物解体撤去を条件とする土地売買契約も検討されたい。

ウ

(管財課)

各地区の宿舍需要の予測や教育委員会・警察等との相互利用協議を踏まえ、宿舍の整理統廃合についても検討し、「不用となる職員宿舍」の抽出を行ったうえ、通常の売却処分に加え、建物解体撤去を条件とする土地売買や民間不動産会社等への宿舍貸付等も含めた有効活用策の策定を検討する。

なお、有効活用の一環として、本年度規則を改正し、県外からのUIターン者の宿舍空室への入居の途をひらいた。

(中央病院)

今後不用となる職員宿舍が発生した場合には、速やかに売却、他用途への活用等を検討する。

(湖陵病院)

該当なし。

(企業局)

今後とも入居が見込めない宿舍については、予算状況を踏まえながら解体処分若しくは売却の処分を検討したい。

(福利課)

今後とも入居が見込まれない住宅等については、昨年8～9月に現況調査を実施し、老朽化等の状況を把握しているが、これらの老朽化住宅については、解体処分(平成16年度末1棟、平成17年度計画5棟)を行うとともに、今年度、1棟については建物解体撤去条件付きでの売却処分を目指しており、今後も予算状況を踏まえた解体処分や売却が見込まれる物件の処分に鋭意取り組んでいく考えである。

なお、雲南地域の不用住宅6戸については農林水産部からの申し入れを受け、農業大学の学生用宿舍として8月に移管したところである。

また、空き住宅の一部(18戸)については、9月1日

から「しまね版特区」の一環として、UIターン者等用の受入れ可能住宅としたところである。

(警察本部)

警察職員の入居が見込めない職員宿舍のうち、1棟12戸は「しまね版特区」の一環としてUIターン者用の受入れ可能住宅とした。

その他老朽宿舍については、順次建物の解体を行っており、随時売却処分することとしている。

(2) 職員宿舍の管理運営について

ア 入居者負担について

各部局とも、職員宿舍管理規程において電気、ガス、水道等の使用料やし尿処理に要する経費、畳の表替え、襖の張替えに係る経費等は、基本的に入居者負担とされていた。

その中で、畳の表替えについて、知事部局だけは通常の使用により自然磨耗等した場合は県の負担とする運用がされていたので、入居者負担とするよう改められたい。

また、入居者負担金の徴収方法が各部局間で異なっていたので、統一的な取扱いとなるように検討されたい。

(2)

ア

(管財課)

畳の表替えについては他部局や他都道府県の状況等を勘案しながら、通常の使用により自然磨耗等した場合は県の負担とする現在の運用を改め、入居者負担とする方向で来年度に対応したい。

なお、徴収方法については教育委員会・警察等と異なる取扱いとなるが、すでに知事部局において徴収している襖の張替えの入居者負担金と同様、毎月の貸付料に併せて、一定額を県が徴収することとしたいと考えている。

(中央病院)

襖の張替費用についてはこれまで退去時に一括して請求していたが、平成17年7月から知事部局に倣い浄化槽維持管理費と併せて月々の徴収とした。

(湖陵病院)

第2、第3職員宿舍の水道及び浄化槽に係る経費については、病院が徴収しているが、それ以外の経費は、すべて入居者それぞれが支払いをしている。

入居者負担金の徴収方法について、水道及び浄化槽は、病院経由であるため、徴収方法の変更はできない。

また、畳の表替え、襖の張替えに係る経費については、今年度末の職員宿舍の方針決定を踏まえたくうえで検討したい。

(企業局)

企業局職員宿舍においては、襖の張替えに係る経費については企業局で徴収を行い、電気、ガス、水道使用料等の経費は宿舍の入居者が直接支払いを行っている。

また、襖の張替えに係る経費の徴収方法については、総務部管財課と同様の取り扱いをしている。

(福利課)

教職員住宅については、共益的な電気、水道使用料や畳の表替え等の経費は、これまで住宅の入居者による自治会において主体的に徴収し、支払いを行っており、現

時点であえて県の歳入として取り扱うべきではないと考えている。

(警察本部)

警察職員宿舎において、共益的な電気、水道等の使用料や襖・畳の修繕料(表替え経費等)は、これまで宿舎の入居者による自治会で主体的に徴収し、支払いを行っており、現時点であえて県の歳入として取り扱う必要はないと考えている。

イ 退去時検査について

退去時検査が適切、効率的に行われるように宿舎管理規程等で検査員の指定、検査記録の作成及び復命等について規定するとともに、検査手順、検査要領等を定めた検査マニュアルを作成されたい。

イ

(管財課)

来年4月の人事異動時に対応できるように検査マニュアル等を作成する。

(中央病院・湖陵病院)

管財課に準じて、検査マニュアルを作成します。

(企業局)

今後、規定を整備していく方向で総務部管財課等と調整したい。

(福利課)

退去時の検査の不徹底等により、本来は入居者負担となるべき小破修繕の要望が少なくないことから、退去時の検査のあり方について明確化する必要があると考えられるので、今後、規定を整備していく方向で検討したい。

(警察本部)

退去時検査のあり方については明確化する必要があり、今後、規程を整備すべく検討する。

ウ 職員宿舎建設に係る借入金の繰上償還について

各部局とも、職員宿舎建設に当たっては、その資金を地方職員共済組合等から借入している。

当該地方職員共済組合等からの借入金残高は、平成15年度の高利率部分の繰上償還により大幅に削減されたものの、依然として多額の債務が残っておりそのうちに6.0~3.9%の高利率のものが約1/3を占めていた。

本県の厳しい財政状況を踏まえ、今後とも高利率部分の繰上償還を積極的に行われたい。

ウ

(管財課)

償還率6.0%以上のもの6件について、平成17年4月に繰り上げ償還済みであり、3.9%以上のものについては本年度中に繰り上げ償還を行う。

(福利課)

平成16年度において繰上償還を行った結果、平成7年度の借入分まで償還済みであり、現在3.9%以下の利率の借入金のみ残っている。

なお、今年度については財政課において、さらに3.9~3.0%分の繰上償還が検討されているところである。

(警察本部)

平成16年度2月補正予算において、年利6%以上の高利率のものは既に繰上償還を終えている。

現在は3.9%以下の利率の借入金のみ残っている。

今後も財政当局の方針に沿って対応することとしている。

<p>エ 貸付料の減免措置の見直しについて</p> <p>減免措置が継続されている警察署長宿舍について、減免措置を見直しされたい。</p>	<p>エ</p> <p>(警察本部)</p> <p>地域の治安最高責任者である警察署長は、その職務上、警察署の近隣に居住する必要がある、また、夜間・休日等には署長宿舍において事件の捜査指揮や情報収集を行うなどの公務に従事することがある。</p> <p>このように署長宿舍に署長が居住することは一定の公務性を有しており、このことから、ほとんどの都道府県において当該貸付料を減免する措置が講じられている。</p> <p>警察を取り巻く犯罪情勢が益々厳しくなっている現在、事件事故等に即応するうえで署長宿舍の果たす機能は一層重要なものとなっており、現時点においてこれを見直すことは適当でないと考える。</p>
<p>2 改善を要する事項</p> <p>(1) 宿舍管理者の指定</p> <p>職員宿舍管理規程に基づく宿舍管理者に指定されな いままに、大学の教職員宿舍の管理が行われてた。</p>	<p>2</p> <p>(1)</p> <p>(島根県立大学、看護短期大学)</p> <p>島根県立大学長及び島根県立看護短期大学長を宿舍管理者に指定した。</p> <p>宿舍管理者の指定年月日</p> <p>平成17年 4 月 1 日施行(県立大学、看護短期大学と もに)</p>
<p>(2) 維持修繕費等の入居者負担</p> <p>本来、入居者の負担とすべき浄化槽の維持管理経費 について、全面的に管理者負担となっていた。</p>	<p>(2)</p> <p>(中央病院)</p> <p>浄化槽の維持管理経費については、平成17年 7 月から 入居者負担とした。</p>
<p>(3) 職員宿舍の財産管理</p> <p>適正かつ効率的な財産管理を行うための財産台帳や、 関係付属図書(確定丈量図、土地境界確認協議書等) の保管・整備状況が不十分なものが多数あった。</p>	<p>(3)</p> <p>(管財課)</p> <p>作業量的には膨大なものがあり、また確定測量等につ いても多額の経費を要することから、処分や整理統合を 行う予定のものから、逐次整備していく。</p> <p>(中央病院・湖陵病院)</p> <p>病院事業財務規則に基づく固定資産管理台帳及び関係 付属図書の整備に努めている。</p> <p>(企業局)</p> <p>財産台帳については、保管・整備状況が不十分であっ たため、早急に台帳整備を行う考えである。</p> <p>また、関係付属図書についても、今後、台帳とともに 適切に管理していくよう努めたい。</p> <p>(福利課)</p> <p>財産台帳については不備であったため、管財課と協議 を行い、今年度中に台帳整備を行う考えである。</p> <p>また、関係付属図書についても過去の財産関係書類等</p>

の整理を行うとともに、今後、台帳とともに適切に管理していくよう努める考えである。